



軽自動車の届け出は  
お早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に課税されます。次の場合は、お早めに、廃車・名義変更の手続きをしてください。

①住所が変わったとき  
②下取りなど車を譲渡した

- 期間  ③事故や古くなつて、車を使わなくなつたとき  
④所有者または、使用者が亡くなつたとき  
⑤盗難にあつたとき
- 問い合わせ 
- 軽自動車四輪・軽二輪・二輪小型自動車 軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎ 043(245)9191
- 原付・農耕作業用（テレフォンサービス） 役場税務課 ☎ ⑧1211 内線1111
- 場所・問合せ 税務課資産税係 ☎ ⑧1211 内線1121

## 固定資産 (土地・家屋) 縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者のみなさんが、土地価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

平成15年度の土地・家屋の適正さについて検討していただく制度です。



所得税・町県民税の申告期限は3月17日(月)です。まだお済みでない方はお早めに提出してください。

**申告はもう  
お済みですか**

- 縦覧できる人 地価等縦覧帳簿は光町所在の土地に対する固定資産税の納税者
- ・家屋価格等縦覧帳簿は光町所在の家屋に対する固定資産税の納税者
- ※代理人の場合は委任状が必要です。

4月1日(火)～6月2日(月)  
(土・日曜日、祝祭日は除く)

午前8時30分～午後5時

○縦覧できる人

午前8時30分～午後5時

○縦覧できる人

 国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成16年3月31日
記号	光 番号
世帯主	住所
姓	氏名
性別	
120741	
交付年月日	平成15年4月1日
一金部の負担割合 3割	

## 保険証が届いたら 確認を!

4月1日から新しい  
保険証になります

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに郵送します。保険証が届いたら内容の確認をしてください。保険証が届かなかつた場合はご連絡ください。

就学等で家族と別に暮らす方へ

保険証は1世帯に1枚が原則ですが、就学などで他の市町村に住む時は、申請するともう1枚保険証が交付されます。

○申請に必要なもの

在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)・保険証・印鑑

なお、今まで使っていた保険証は3月末日が有効期限です。  
有効期限が過ぎたら、各自で処分をしてください。

※他人との保険証の貸し借りは絶対にしないでください。

法律により罰せられます。

問合せ 住民課国保年金係 ☎ ⑧1211 内線1232

春の全国火災予防運動  
3月1日(土)～7日(金)

消す心 置いてください  
火のそばに

